慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	家永三郎著『革命思想の先驅者』：植木枝盛の人と思想
Sub Title	S. Ienaga : Ueki Emori, the pioneer of revolutionary thought
Author	向井, 健(Mukai, Ken)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1956
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.29, No.4 (1956. 4) ,p.66- 73
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=ANAN00224504-19560415-0066

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

家永三郎著

『革命思想の先驅者』

――植木枝盛の人と思想――

一

戰後の明治史研究にあざやかな新地圖を描き、學界に注目の話題を投じてきたのは、いわゆる自由民權運動についての研究であった。そして將來も、またこれをめぐる究明は活潑に行われ新地圖に一段の色彩を加えるにちがいない、と思われる。しかし、この自由民權運動の立役者でありその最高の理論家であった植木枝盛（えもり）については、從來、知られるところはあまりにも少なく、いわば埋れた思想家のひとりであった、といえるであろう。

このたび、家永三郎博士の手によって植木の生涯と思想とを紹介された本書の刊行をみたのは、寔に時宜に適したものであり、その意義は淺からぬものがあろう。著者は東京教育大學教授として「日本思想史の體系的認識を生涯の目標として研究を續け」（家永「日本道德思想史」はしがき）られているが、戰後は「近代精神とその限界」（角川新書・昭和二五年）を皮切りに、「日本近代思想史研究」（東京大學出版會・昭和二八年）（なお、本書には「植木枝盛の思想」が收錄されている）・「日本道德思想史」（岩波全書・昭和二九年）・「數奇なる思想家の生涯――田岡嶺雲の人と思想――」（岩波新書・昭和三〇年）とたゆみなく勞作を學界に送られ、明治思想史研究に大きな業績を殘されている。

本書は、さきに公刊された「數奇なる思想家の生涯」の「姉妹篇のような形」（あとがき）をなすものであるが、出版の動機として、高坂正顯博士が「自由民權の時代は、政治史的には極めて興味深く且つ重要な時期であったにせよ、思想史的にはそれほどの重要性をもたないと言ってもよい。事實、自由民權の時代は餘り注目さるべき思想家を生んでもいないのである」「『民權自由論』……には彼（植木を指す――向井註）の生々しい自由の意欲の現われの、人を動かすものが存することは認められるが、これまたやはり思想的に特に獨自なものがあるとは考えられない」（高坂「明治文化史・思想言論編」一四一頁・一五〇―一五一頁）と述べられているのを「私はだまって見すごすことができ」ず、「このような評價がかくべつ怪しまれもせず通用するのは……彼の業績が十分に世間に紹介されていないため」なので、「一日も早く彼のすぐれた思想を國民の共同財產にしたい、と考えたからである」（あとがき）と記されている。

ともあれ、植木枝盛の全貌が、新書版という讀みやすい形でわれわれの前に示されたのは寔に喜びに堪えぬところであり、本書の發刊とほぼ時を同じくして、これまた埋れた思想家のひとりといえる木下尙江――彼は、植木によって代表される下からの民主主義の精神を繼承し發展させた、明治三十年代の社會主義者のひとりでもあった――について、山極圭司氏の著作（山極「木下尙江」理論社）が公けにされたのは奇緣であった。

二

本書にかぎらず、家永博士の諸勞作を手にとつてみていつもながら感じることは、著者が豐富な原資料に直接あたり、それをまつたく自分のものにした上でさまざまに分析している、ということである。このことは、一見して至極當然のように思われるが、實際にはなかなかできないことであり、この著者の研究態度には、同じく歴史の探求を志す筆者の、ふかく尊敬の念をいだくところである。

著者は、その思想史の敍述において、「へたな代辯をするよりも、古人の思想は古人自らをして語らせる方が遙かに適切である」という「平素の方針に」(前掲「日本道德思想史」はしがき)もとづいて、しばしば原資料をそのまま引用されるが、この態度にも、筆者はふかい贊意を惜しまないことをあわせて記しておきたい、と思う。

さて、「勇敢な政治的鬪士であつたとともに、偉大なる思想家でもあつた」(八頁)植木枝盛は、安政四年正月土佐國に生れ、明治二十五年一月わずか三十六歳の若さでこの世を去つたが、彼の「短いがしかし波瀾に富む生涯」(七頁)は、幼少のころは別として、大きく四つの時代にわけられるであろう。すなわち、第一は明治十年(二十一歳)三月、立志社にはいるまでの政治的組織とまだ關係をもたなかつた孤立・雌伏の年代であり、第二は立志社に投じて後、明治十七年(二十八歳)自由黨解黨にいたるまでの、「彼が自由民權運動の指導者として第一線に立つて政治運動をつづけていた、彼の生涯の最も光輝ある時期」(六三頁)である。第三は明治十八年(二十九歳)高知に歸り、文筆による社會改革の主張をとなえた期間であり、第四は明治二十一年(三十二歳)四月よりふたたび政治運動に復歸してから、彼の死にいたる四年間である。

第一期 いわば啓蒙思想をのりこえた時代とでもいうべきであろうか。

先ず、彼が慶應義塾において毎月のように催されていた三田演說會にたびたび出席し、福澤諭吉の「思想からもつとも強い感化を受けた」(一五頁)ことが注目をひく。著者は、「福澤が明治初年の日本國民にはじめて近代精神の何たるかを敎えた偉大な思想家である」ことは、「今さら……喋々するまでもないが」とことわつた後、「その思想の歴史的意義は、枝盛のごときすぐれた思想家を産み出す原動力として作用したという事實において、一そうその重きを認めなければならないことになるのではなかろうか」(一六頁)と述べられる。

この時期に、「彼の識見を培つた敎養は、第一に飜譯書であり、第二に福澤等明六社の啓蒙思想であつた」(二三頁)が(因みに、彼は終生洋書を讀まなかつた)、「彼を形成し得た根源的な力は、西洋の思想でもなく、明六社の講演でもなくして、ひとえに彼の主體的精神にあつた」(二四頁)ので、この「主體的精神の土臺のないところには、いかなる實をも結びえなかつたにちがいない」(二五頁)く、これこそ「彼の思想形成の歴史的前提」(二三頁)であつた、と力說される。

第二期 時あたかも自由民權運動が、その極に達したころである。立志社に身を投じて以來の八年間、彼は「執筆に、演說に、遊說に、謀議に、超人間的な活動をつづけ」(四二頁)「彼の生涯の最も光輝ある時期」(六三頁)であつた。

明治十三年、國會開設の旗印の下に結集した「大衆の戰いの先頭

に立つ闘士として歴史の舞臺に大きく照し出されることとなつた」（三二頁）彼は、翌年十月「自由民權のための統一的國民政黨として」（三五頁）成立した自由黨の幹部として、はなばなしく活躍した。

福島事件・高田事件・群馬事件・加波山の擧兵・秩父事件とめまぐるしい動きをみせた東日本の蜂起は、彼からみれば、東奔西走して説いた「いわば彼の持論の實踐にほかならなかつた」（四二頁）かもしれないが、これらの事件はまたたくまに鎭壓される運命にあつた。こうして迎えた十七年十月の自由黨の解黨は、「自由民權運動にとつて決定的な破局をもたらし……枝盛の生涯にとつても、またひとつの大きな轉換點となつた」（上同）のであり、「日本の革命は、文字通り一夜の夢と化し」（五二頁）た、とされるのである。

第二期において、われわれは「民權自由論」の出版と私擬憲法案の起草とを忘れることはできない。前者は、明治十二年一月福岡に赴き九州の民權派と連絡した彼が、同地において執筆・發表したもので、彼の代表的著述である（「明治文化全集・第五卷・自由民權篇」に收められる）。後者は、十四年八月高知にあつて、立志社憲法調査局起草委員として單獨で書き上げた憲法案である。現在までに、諸先學の努力により發見された私草憲法案はおよそ三十に近い數にのぼるが、彼の「日本國國憲案」こそ、著者が指摘されるごとく「今日傳わつている……なかでもつとも民主主義的に徹底したもの」（三五頁）であり、その草案の草稿と推定される「日本憲法」についても、すでに井上和夫氏が、「本草案の特徴は、基本的人權の最大限的擴大强化、徹底した抵抗權の明定」（井上「植木枝盛自筆の日本憲法」法制史研究・第五卷一六五頁）にある、といわれたことがあつた（「日本國國憲案」は、「明治文化全集・第三卷・正史篇下」に收錄さる）。

彼が十四年十一月に起草した「酒屋會議開催の檄」（三六頁）は、全國的な酒稅輕減運動にまで發展したが、著者によれば、これに對する當局の彈壓は刑法における「不應爲」の規定を適用したもので、當時「政府の好まない行爲」はすべてこれによつて處罰していたが、「十五年一月土佐に歸つた枝盛も、高知裁判所に呼び出されたが、裁判官が良心的であつたためか……無罪の判決を下し」（上同）た、とされるのである（「不應爲」とは、「律文ニ見ヘズトモ道理上ニ於テ爲サレヌコトヲ爲ス科ヲ爲ヲ云フ」・近藤圭造「皇朝律例彙纂」）。

ここでは先ず明治十五年一月からは、十三年七月に公布された舊刑法の施行をみていたことに注意しなければならないが、「不應爲」の罪で「政府の好まない行爲」を罰していた、と述べられることにはにわかに首肯できないのである。「不應爲」の罪は、輕犯罪をその對象とするのが通例であつて、「政府の好まない行爲」すなわち國事犯に對する處刑は、むしろ新律綱領・改定律例に準據することなく行われたことが多かつたのではあるまいか、と筆者は考えたい（當時は、罪刑法定主義の原則はまだ採られていなかつた）。

第三期　明治十八年三月に高知に歸つた彼は、「土陽新聞」を舞臺に旺盛な文筆活動に沒頭した。もちろん、彼のするどい論述はほとんど全生涯にわたつて行われているが、この土佐歸休は、たとえば、それまで國家・政治問題のみを對象としていた觀のある彼の視野が、「この時から社會問題・家族制度・道德生活・禮儀作法・風俗習慣というような廣範圍の分野に擴大された」（五六頁）ことからも「彼の文筆活動の上に大きな時期を劃するものであつた」（上同）。

著者は、高知歸休後の彼の活動について、「最終的な評價を下すのを……躊躇する」（五九頁）としてかなりの疑問を殘されてはいるが、「福澤の齒を摩する彼の巨大な思想體系が、この……二年半の日月なくして生れえなかつた」（五四頁）ことは事實であろう。さればこの期間は、彼の「思想家としての才能を十二分に發揮して、筆の戰いに全力を集中することができた」（上同）ときなのである。

「土陽新聞」紙上に次々と掲載され、その社說欄をかざつた彼の「家」制度改革論は、今日なお高い價値をもつものとして筆者のとくに興味をひくところなのであるが、これについては後に觸れることにする。

第四期　第二期を彼の第一次政治活動期とすれば、この年代は第二次のそれである、とよべるであろうが、また「謎をはらんだ」（七七頁）末年でもあつた。

彼が高知を離れた明治二十一年四月は、黑田清隆內閣が誕生をみたときである。外相・大隈重信の再開した條約改正は激しい反對に直面しなければならなかつたが（中村菊男「條約改正と民法典論爭」本誌第二八卷七號五頁以下、同「近代日本の法的形成」九一頁以下參照）、植木はその運動の先頭に立つた。こえて二十三年七月の第一回衆議院議員總選擧に鄕里より立候補した彼は、對立候補者をはるかに引き離して當選し、同年十一月に開かれた第一帝國議會にのぞんだ。しかし、ここにおいて彼は辯護の餘地のない誤りを犯したのであつた。すなわち、二十四年二月二十二日、民黨の主張する豫算案の大削減の同意を政府に求める時期について決定が行われたが、このときいわゆる「土佐派の裏切り」の結果、政府を支持する吏黨側の提案が可決された。土佐派議員の軟化は、三月二日の本會議における豫算修正案の可決をもたらし、最初の國會における民黨の敗北をも意味したのであつたが、この軟化議員のなかに植木の名が加わつていたのである（「立憲自由新聞」紙上において中江兆民は、彼らを「無血蟲」と痛罵した）。

次いで、同年十一月に召集された第二帝國議會は、野黨と政府との衝突により約一ヵ月にして衆議院は解散された。彼が第二回總選擧の出馬準備を進めようとした矢先、持病が再發し、ふたたび起つことができなかつた。二十五年一月二十三日、彼は三十六年の生涯を終えた。したがつて、帝國議會を背景とする彼の政治的行動が、「それ以前の……輝しい業績とくらべて、いちじるしく不可解な要素にみちている」（七六頁）ことは明白である、といわねばならないが、それが「彼の本質的後退のあらわれか、戰術的一時的後退にとどまるものかは……若死してしまつたため、永久に解けない謎としてのこされたのである」（上同）。

著者はいう。十年代の自由黨の鬪爭期にも、彼はあまりに過大な期待を國會にかけていた。それにもかかわらず、彼の議會制度にたいする認識は甘かつた。たとえば、選擧についてすこぶる樂觀的であり、弊害の多い記名投票を支持して、無記名秘密投票よりすぐれている、と考えていた。この甘さを克服できなかつたところにこそ、彼の思想の致命的な弱さが横たわつていたのではあるまいか、と（七四―七六頁）。夢にまでみた議會について（高知新聞社「植木枝盛日記」二八六頁・明治二〇年七月二〇日條參照）、なぜ認識が足りなかつたのであろう。

筆者は、この原因の一つとして、彼が一生を通じて外國語を理解しえなかつたことをあげたい、と思う。すでにみてきたとおり、第

一期において彼は先ず飜譯書により識見をつちかい、その後も、それの不斷の研究から歐米の新知識を學びとることに努力したのであつた。

植木は西洋の學問・思想を正確に解しえなかつた、とする批評に對して、「横文字を自由自在に解した學者たちの誰が、彼以上に高度の民主主義的精神に到達しえた」（一九三頁）か、と反論する著者の見解には、妥當な一面もあるであろうし、「原書を讀まなかつたことが幸して、彼の文章には飜譯臭があまり強く出ていない」（六一頁）という利點のあることも、筆者の觸れることのできたきわめてかぎられた範圍内のみにおいてではあるが、それを認めるのに決して吝かではない。しかし「外國語に熟達するというのは、たんなる技術であり、眞理を獲得するための手段にすぎない」（一九三頁）と強調されることには、遺憾ながら若干の疑問をもたざるをえない。

洋書を讀まなかつた彼が議會制度のよりふかい認識に缺けていた、ということは、にわかに「西洋近代精神の精髄を的確に把握することに成功した」（一九四頁）と結論できないのではないだろうか。外國語にしたしまなかつたため、「小野梓に對比してみても法理的素養の貧困を感じないではいられない」とする井上氏の批判には（前掲「植木枝盛自筆の日本憲法」一八八頁）、多少なりともきくべきものがあるであろう。そしてそこに、彼、植木枝盛の思考的限界をもとめるのは、必ずしも誤りとはいえなかろう。

三

本書の半ば以上は、植木の思想の紹介にあてられている。いま、その部分の目次を參考までにひろうと、「人民の國家」（政府と人民・抵抗權と革命權・國權と民權・軍隊の使命）「國約憲法と一院制普選議會」「勤勞民衆の團結」「家父長家族制度の打破」「おじぎの廢止」「人生觀・世界觀」（キリスト教との交渉・人間至上主義・進歩の哲學）となつているが、著者は、「要するに、明治前半期の盛り上る大衆の健康な戰鬪的精神を哲學化したものが枝盛の思想なのであり」、彼こそ「最も典型的な國民思想の代表者ということができる」（一九五頁）と述べられている。

彼の政治思想を集約し具體化した一例として、明治十四年の起草にかかる私擬憲法案があり、彼がすぐれた政治思想家であつたことを如實に示すものとして寔に尊重すべき存在と考えるが、筆者はさきに記したとおり、彼の「家」制度改革論により大きな關心をもつた（政治體制と「家」制度とが、まつたく別もののようにみえて實はそこに密接な關係のあることは、いまさらいうまでもない）。彼の新しい家族論は、「近代市民的家族道德の提唱といふ點に於いて、實に徹底を極めてゐる」ものであり、家族問題をふくむ彼の社會思想は、「その政治思想が當時としては進歩の極限を示すものであつた、と同樣に、明治前期近代思想の極致を示すものであつた」（前掲「日本近代思想史研究」一一七頁・二二三頁）。「家」制度復活の聲さえ一部に唱えられている今日、彼の思想が「なお私たち現代人の胸をうつ切實なひびきをもつている」（一六六頁）といわれる著者の評言は、寔に適切であり、筆者も心からの共鳴を惜しまない。

ここで問題となるのは、はやくから花柳の巷に出入りした彼に（四三―四五頁。なお、前掲「植木枝盛日記」參照）、はたして「家」制度改革論につらなる家族道

德論を説く資格があるか、ということであろう。著者は、「廢娼運動に奔走するようになつてから……は、その操行を改めていたらしい。それまでの放逸は、頭腦だけが近代化されて肉體は封建的段階にとり殘された明治の知識人の悲しい矛盾とみるほかない」ので、彼の「放蕩と女性解放論とは、いちがいに矛盾するものといえない。むしろ逆緣によつて結ばれている」（一六四―一六五頁）と記される。この説明には、くるしい辯明の感がなくもないが、この點は將來の課題として殘されるであろう。「日本の自由民權運動（その左派もまた）は極めて『混在』的な要素をはらんでいたのであり、當然、いろいろな面に『背理』が現われている。むしろ『背理』が現われないのが不可思議なほどなのであつた」として、言説と私生活との背理をみるのも――これは大井憲太郎についてではあるが――（玉城肇「福澤思想の變化」福澤研究・七號二、六頁）、一つの見解であるが、いずれにもせよ、自由民權運動家の明治的特色と考えることができるであろう。

さて、自由黨解黨後、高知に歸鄉した彼は、明治十八年九月「高知新聞」の後身で自由民權家の機關紙である「土陽新聞」に迎えられ、それ以後、連日のように社説を書きはじめた。十九年九月八日を第一回とする「親子論」の發表は、封建色ゆたかな「家」制度的桎梏から個人を解放しようとする最初の烽火であつた。こうして翌二十年の前半にかけて彼の執筆は續けられ、「日本人、家の思想」「兄弟論」「男女及夫婦論」「世の婦女達に勸む」「民法上に就き夫婦の不同權を論ず」「刑法上に就き夫婦の不同權を論ず」「相續法に就き男女の不同權を論ず」「婚姻論」……などの力作が連載された。この後も、「國民之友」に「子婦は舅姑と別居す可し」（三二―三三號・明治二二年）「如何なる民法を制定す可き耶」（六〇―六一號・明治二二年）という論文を寄稿し、また「土陽新聞」に掲げた諸編を要約して「東洋之婦女」「婦女之權利」の二著にまとめている。

これらの論考で彼がつよく主張したのは、從來のわが國に根强く存在した戶主制度の廢止であつた。彼は、「家」の制度はすなわち戶主專制の制度であり、一戶一戶が小封建社會を形成し專制政治の土臺をきずく結果となつている。戶主はあたかも一家における專制君主のごとく、家族はさながら臣妾の觀すらある。今や日本は、一日も早く戶主の制度を全廢して、國民のすべてを國家と結びつけねばならない、と考えたのである（一五八―一五九頁）。

この戶主制度廢止論は、必然的に家督相續制否認論を導きだすであろう。「兄弟論」において彼は、長幼の序を尊重する思想は「專制思想の分派と稱して可ならん」とし、「元來兄弟は同等たるべく、同權たるべきものにあらずや」「長子相續法たる者は全く封建の遺物なり、戰國の餘垢なり」と述べて、長子相續を廢止してすべての子に財產を均分する分割相續法を提案する。「戶主支配下の家父長家族制度の解體」こそ「枝盛の終極のねらい」（一五七頁）であつたろう。

妾の陋習についても植木は、男女夫婦の間に尊卑の別はないので貞操の義務においても男女は平等でなければならない、と説いたが、二十二年には婦人矯風會のために一夫一婦の建白書を起草している（著者のあげられる「國民之友」「女學雜誌」のほか、「反省會雜誌」第二十一號所載の記事も、この建白を指しているものであろう）。

明治二十二年といえば、舊民法（明治二十三年民法）の編纂が本格的な最終段階へと進みつつあつたころである。その人事編につい

てみれば、前年十月には第一草案が完成し、二十二年の終りにはこれを修正した再調査案もほとんど成稿しようとしていた。彼は、「如何なる民法を制定す可き耶」（前掲）と題する論説を公表し、民法において彼の持論の實現されることを要望したのである。その内容は、「土陽新聞」に掲載された論考を要約したもの、といえるであろう。不幸にして彼の意見はまったく採用されず、「大日本帝國憲法がおよそ枝盛の草案とは對角線的な立場に立つものであったように、明治二十三年の民法財産取得篇人事篇も、これを改正した三十一年の民法親族篇相續篇も、彼の期待した小家族主義に立脚する民法からはおよそ遠い封建的規定から成り立つものであった」（一六五頁）。

ここで注意すべきことは、著者が舊民法の性格――とくに家族法の分野について――を評して、明治三十一年民法（明治民法）のそれと同樣に封建的である、と明記されている點であろう。數年前、著者は「日本歴史」誌上において次のように述べられたことがある。すなわち、「三十一年に公布せられた」民法は、舊民法に「比べて著しく封建的色彩の強いものであった」。舊民法には「戸主と云ふもの」が存在はしたが、それは「戸主の義務のみ定めて、これに權利を與へなかったのである。然るに三十一年の民法では戸主に相當の權利を賦與したのであって、三十一年民法の戸主とは實に封建家族に於ける家父長の復活强化を意味したのであった」（家永「日本史基礎講座・第九講・近代Ⅱ」日本歴史・二一九號六一―六二頁）。

この見解は、中田薫博士の所論の影響をうけていることは明白であるが（たとえば、中田「わが家族制度の沿革」法律新報・七三三號三頁以下參照）、いま新舊二つの記述を比較するとき、著者が舊民法の性格論について從來の立場を變えられた、と考えるのは決して早計ではあるまい。

さきに、手塚豐教授により發表された「明治二十三年民法（舊民法）における戸主權」（本誌第二六卷一〇號第二七卷六號および八號）は、舊民法の研究を飛躍的に前進せしめた劃期的な論文であることは周知のとおりであるが、教授はこのなかで詳細な吟味によって中田博士の所見を批判され、舊民法と明治民法の「兩法典の半封建的性格の類似性」を主張する「大同小異」論を提唱されたのであった（本誌第二七卷八號六六頁。なお、前掲・中村「近代日本の法的形成」一三九頁以下參照）。本書の記述のみでは、著者の舊説より脱皮されたことがはたして手塚教授の所説の影響をうけた結果なのかどうかは遺憾ながら不明であるが、それはとにかく、筆者もまた舊民法における根强い半封建的性格を是認し、いわゆる大同小異論を支持するひとりとして寔に欣快に堪えない。

最後に舊民法に關連して一つ指摘しておきたい。著者は、舊民法の財産取得編（第二部）・人事編が明治二十三年十月六日に「公布された」（二一九頁）と記されているが、これは翌七日が正しい。舊民法の公布期日については、すでに別の機會に觸れたことがある（拙稿「熊谷開作著『日本近代法の成立』」本誌第二八卷九號七四頁參照）。

四

以上は、本書の概要と未熟な讀後の感想を述べたものであるが、著者の意圖するところを正確に把握できず、思わぬあやまちを犯していることをおそれ、御海容を乞うものである。

植木に對する「一般の關心を高めるために」（はしがき）執筆された本書がその目的を見事に達成し、彼の全貌・歴史的役割について、「一

日も速くその成果の世に問われんこと」（前掲「植木枝盛日記」例言）を望んだ人々に、必ずや満足を與えたにちがいない、と確信している。あえて一文を草して本書を紹介し、ひろく江湖に推奨するゆえんである。

なお最近、本書と姉妹編をなす「數奇なる思想家の生涯」（前掲）を紹介された飯田鼎氏の書評を讀む機會をもった（「三田學會雜誌」第四九卷一號七二頁以下）。著者の優れた業績をしるために、本稿とあわせて大方の一讀を希望したい。（岩波書店刊　岩波新書　定價一〇〇圓）

（向井　健）